



第4回世界平和連帯都市市長会議理事会 結果の概要

1995年10月16日(月)～同月17日(火)

ロシア・ボルゴグラード市

世界平和連帯都市市長会議事務局

1 趣 旨

1993年8月の第3回世界平和連帯都市市長会議の開催後、世界情勢は、旧ユーゴ等の地域紛争、一部の国の核兵器開発疑惑、大量破壊兵器及びミサイルの拡散、核兵器の廃棄における旧ソ連諸国の困難な状況などに有効な解決が見られず、引き続き流動的で不透明なまま推移した。また、環境、難民などの地球規模の問題は国境を超えて影響が及び、人類の生存基盤そのものをおびやかす危険性を有している。

さらに本年4月、核拡散防止条約再検討・延長会議において包括的核実験禁止条約の明年中の締結と同条約発効までの核実験の自制が決定されたにもかかわらず、その後中国が二度の核実験を実施し、フランスが核実験を再開するなど、核兵器廃絶に向けての国際的な取組を強化する重要性はより一層高まっている。

このような問題の解決のために、第4回世界平和連帯都市市長会議理事会を開催し、世界平和連帯都市市長会議が世界平和の実現に向けて果たすべき役割及び1997年の第4回世界平和連帯都市市長会議に向けての運動方針を協議する。

2 開催期間

1995年10月16日(月)～同月17日(火) 2日間

3 開催地

ロシア・ボルゴグラード市

4 参加都市

ハノーバー市(ドイツ)

広島市(日本)

長崎市(日本)

ボルゴグラード市(ロシア)

なお、欠席された理事都市のうち、コモ市(イタリア)、ウォーローゴン市(オーストラリア)から委任状及び意見書、またベルリン市(ドイツ)から意見書が提出された。

5 会議日程

第1日目（10月16日）

市長会議活動報告（広島市）

理事都市活動報告（参加理事都市）

議題(1) 理事都市の追加について

①現状について

②理事都市の追加について

議題(2) 世界平和連帯都市市長会議の活動方針について

①新規呼び掛け候補都市について

②地域ブロック会議の開催について

③各連帯都市での原爆展等の開催について

第2日目（10月17日）

議題(2) 世界平和連帯都市市長会議の活動方針について（続き）

①核実験への抗議について

②国際司法裁判所に対し核兵器使用の違法性についてアピールを行うこと
について

③C T B Tへの対応について

④第4回国連軍縮特別総会の早期開催について

⑤第4回世界平和連帯都市市長会議の開催について

会議総括

6 会議のあらまし

会議では、1997年8月の第4回総会までの世界平和連帯都市市長会議の取り組みや運営方針についての意見交換を行った。これらの討議を踏まえ、会議の総括決議文を採択したほか、核兵器使用の国際法違反を訴える決議及び核実験の即時停止を求める緊急アピールを採択した。

なお、会議での決定事項、確認事項については、総括決議文に記載されたとおりである。

総括決議文

1995年10月16日から17日まで、ロシア連邦ボルゴグラード市で開催された第4回世界平和連帯都市市長会議理事会出席者は、

都市連帯推進計画に賛同するすべての都市相互の緊密な連帯を通じて、核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起するとともに、人類の共存を脅かす地域紛争及び飢餓・貧困等の諸問題の解消、さらには難民問題、人権問題の解決及び環境保護のために努力し、もって世界恒久平和の実現への寄与を掲げた世界平和連帯都市市長会議の設立目的を確認し、

この目的に沿った市長会議のこれまでの活動状況並びに各理事都市の活動状況を報告し合い、

市長会議をより強固に、また活性化するため、今後の活動方針として、理事都市を追加し、新たに広く賛同の呼び掛けを行い、広島・長崎両市の協力のもと、原子爆弾の被害を広く世界の市民に認識してもらうため、希望する連帯都市において「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」を開催することを確認し、

今年に入ってから中国及びフランスによる核実験に強く抗議するため、理事都市市長の連名で、抗議文を送付したことを報告し、また今後のいかなる核実験にも同様の抗議を行うことを確認し、さらに核実験即時停止を求める緊急アピールを採択し、

国際司法裁判所に対し、核兵器使用の違法性を強くアピールするため、別紙の決議文を採択し、これを市長会議として国際司法裁判所へ送付するとともに、各理事都市は自国の政府へ送付することを確認し、

今後予定される包括的核実験禁止条約の例外なき完全実施を求め、さらに第4回国連軍縮特別総会の早期開催を求めるため必要な行動を行うことを確認し、

さらに第4回世界平和連帯都市市長会議を1997年に、広島・長崎両市において開催することを確認した。

なお、世界平和連帯都市市長会議の活動を強化するため、理事都市の指導の下に地域ブロック会議の開催に努力すること、及び包括的核実験禁止条約締結会議に向けて広島・長崎両市とともにヨーロッパの理事都市が共同行動をとることが提案された。

最後に、理事会出席者は、この総括決議文の写しを、すべての連帯都市に送付することを決定した。

1995年10月17日

第4回世界平和連帯都市市長会議理事会
ボルゴグラードにて

核兵器使用の国際法違反を訴える決議

核兵器は、広島・長崎の体験から見て、極めて残虐な大量殺りく兵器であり、人類との共存はありえない。

ハーグ条約など既存の国際法は、共通して人道主義を原則としているが、核兵器は、まさにその人道に反する兵器である。

1961年以来、国連総会は度重ねて核兵器使用禁止決議を採択し、核兵器の使用は人類と文明に対する罪と述べている。

核兵器の廃絶は、生命の尊厳と地球環境の保全を求める世界の人々の願いである。

国際司法裁判所は、原爆被害の惨状と、今なお続く被爆者の苦しみや放射線による後障害の実態を正しく認識し、核兵器の開発、保有並びに使用が国際法違反であると明確に判断すべきである。

以上決議する。

1995年10月17日

第4回世界平和連帯都市市長会議理事会
ボルゴグラードにて

核実験の即時停止を求める緊急アピール

核保有5か国の合意のもとに、去る5月、核拡散防止条約（NPT）再検討・延長会議において、包括的核実験禁止条約（CTBT）の1996年中の締結と、同条約発効までの核実験の自制が決定されたにもかかわらず、会議終了直後に、中国が核実験を実施し、9月5日フランスが核実験を再開し、更に10月1日に今年2回目の実験を強行したことは、国際的な核軍縮の流れに逆行するばかりでなく、核保有国が行うべき核軍縮努力を自ら破棄するものであり、極めて遺憾である。

中国とフランスは今後計画している核実験を直ちに停止し、他の核保有国とともに、包括的核実験禁止条約の締結に向けて真剣な交渉を行うよう求める。

われわれ世界平和連帯都市市長会議理事都市は、核実験の全面禁止が核兵器廃絶への重要な一歩であることを認識し、市長会議加盟都市とともに、核実験全面禁止のため、国際世論の喚起に一層の努力を行うことを決議する。

1995年10月17日

第4回世界平和連帯都市市長会議理事会
ボルゴグラードにて



会議の様（10月16日）



ボルゴグラード市内の記念碑に献花する
広島・長崎市長（10月15日）

発行 〒730 広島市中区中島町1番2号
世界平和連帯都市市長会議事務局
Tel 082-241-2352
Fax 082-242-7452